

第2回会合資料①

-文化財について-

1. <u>文化財の定義・法整備の変遷</u>	
1-1 戦争遺跡と文化財	2
1-2 記念物の概要	3
1-3 近代の遺跡(戦争遺跡含む)の保護に関する法整備等の変遷	4
2. <u>県内指定文化財の状況</u>	
2-1 沖縄県教育委員会の取り組み	5
2-2 県内指定文化財の状況・位置	6
2-3 県内市町村指定の戦争遺跡(令和2年5月現在)	7

令和3年3月29日

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会

1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-1. 戦争遺跡と文化財

- 文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。
- 文化財とは、同法第2条の規定により、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型で定義されている。
- 戦争遺跡は、同条第4項の「**記念物**」に該当する。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)－抜粋－

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「**有形文化財**」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「**無形文化財**」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「**民俗文化財**」という。)
- 四 **貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの**、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「**記念物**」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「**文化的景観**」という。)
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「**伝統的建造物群**」という。)

2 (略)

3 (略)



- **第32軍司令部壕は、文化財保護法上の「記念物」に該当する。**
- **現状においては、同法第93条に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱われており、文化財指定に至らずとも、同法により保護されている。**

1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-2. 記念物の概要

記念物とは以下の文化財の総称である。

1. 貝塚, 古墳, 都城跡, 城跡, 旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物, 植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。

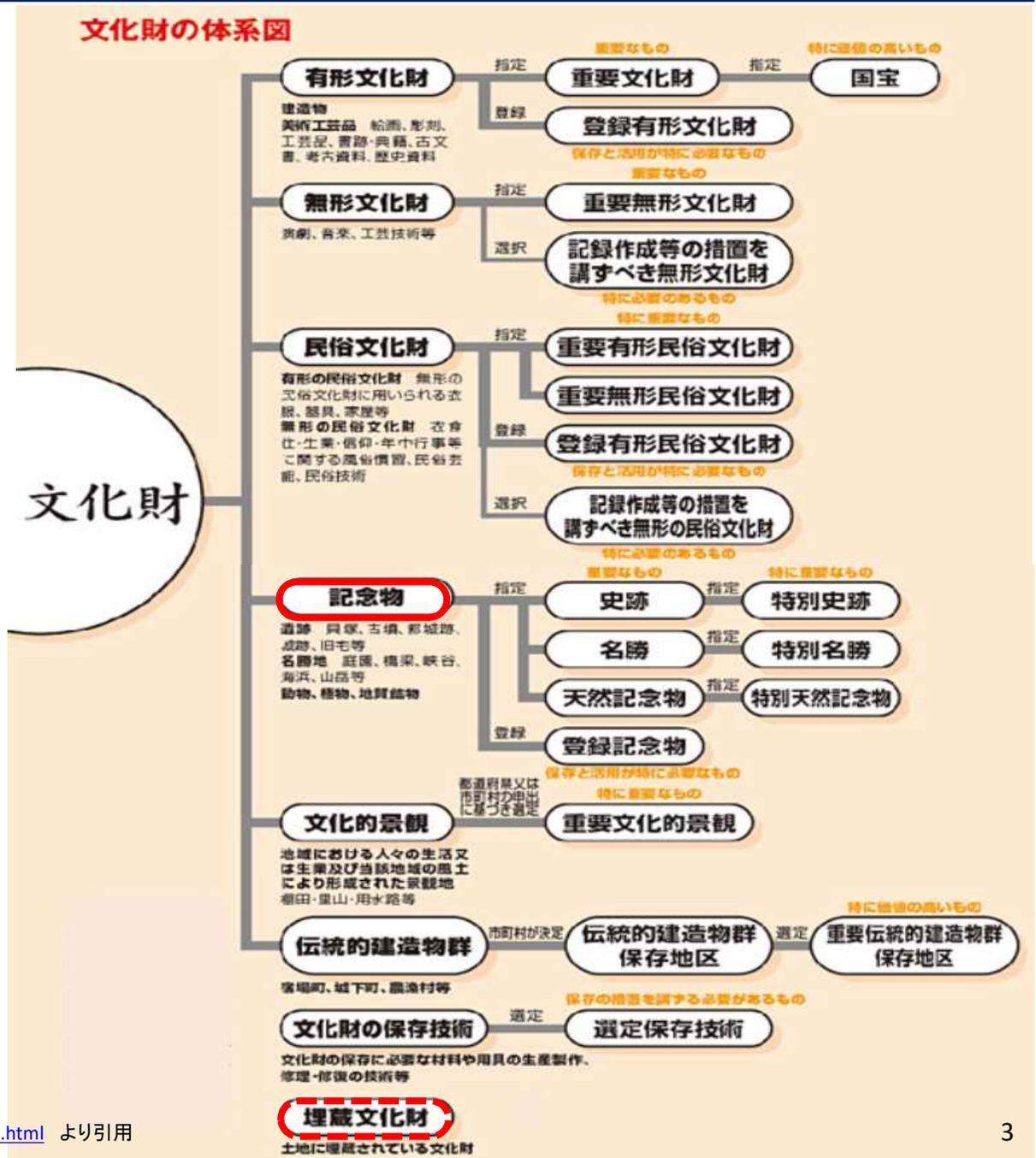
そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。

規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。

文化庁公式サイト

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html より引用



1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-3. 近代の遺跡(戦争遺跡含む)の保護に関する法整備等の変遷

- 近代の遺跡の指定は昭和40年代から始まるが、史跡の大半が先史時代～中世までに属する状況は変わらず、個別的な取り組みにとどまっていた。
- 平成に入り、南風原町が全国で初めて戦争遺跡を文化財に指定するなど、大きな課題となってきた近代の文化遺産の適切な保護を図るため、文化庁も包括的な取り組みに着手した。

時 期		内 容
1990年6月 (平成2年)	全国初の 指定	南風原町が 町の文化財指定基準を一部改正 し、全国で初めて戦争遺跡を文化財(史跡)に指定した。
1995年3月 (平成7年)	国指定等 基準改正	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定 基準が一部改正 され、近代の遺跡が文化財指定の対象となった。
1995年6月 (平成7年)	全国初の 国指定	原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)が国の史跡に指定された。
1995年12月 (平成7年)	県指定等 基準改正	沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択 基準が一部改正 され、近代の遺跡が文化財指定の対象となった。



ここを改正して対応！

文化財保護関係法令等

文化財保護法

文化財保護法
施行令

文化財保護委員会
告示
(国の指定等基準)

教育委員会告示
(県の指定等基準)

市町村
教育委員会告示
(市町村の指定等基準)

2. 県内指定文化財の状況

2-1. 沖縄県教育委員会の取り組み

- 1998(平成10)年度から、戦争遺跡に関する調査を断続的に実施している。
- 県内市町村へ戦争遺跡を文化財指定するよう促している。

時期(期間)	内 容	方 法・成 果
1998～2005年度 (H10～17年度)	沖縄県戦争遺跡詳細分布調査事業を実施	県内全域に1,077件の戦争遺跡を確認 (第32軍司令部壕含む)
2000・2001年度 (H12・13年度)	沖縄県近代和風建築総合調査事業を実施	80件の戦争遺跡を調査
2002・2003年度 (H14・15年度)	沖縄県近代化遺産(建造物等)総合調査事業を実施	111件の軍事・戦争遺跡を調査
2010～2014年度 (H22～26年度)	戦争遺跡詳細確認調査事業を実施	以前の分布調査で把握した1,077件のうち145件を対象とした、より詳細な確認調査 (第32軍司令部壕含む)
2018年4月 (H28年)	戦争遺跡の文化財指定に向けた取組について(県教育長通知)を発出	戦争遺跡を文化財指定するよう県内市町村へ依頼



県内戦争遺跡の指定文化財は「**24件**」(令和2年5月現在)

2. 県内指定文化財の状況

2-2. 県内指定文化財の状況・位置

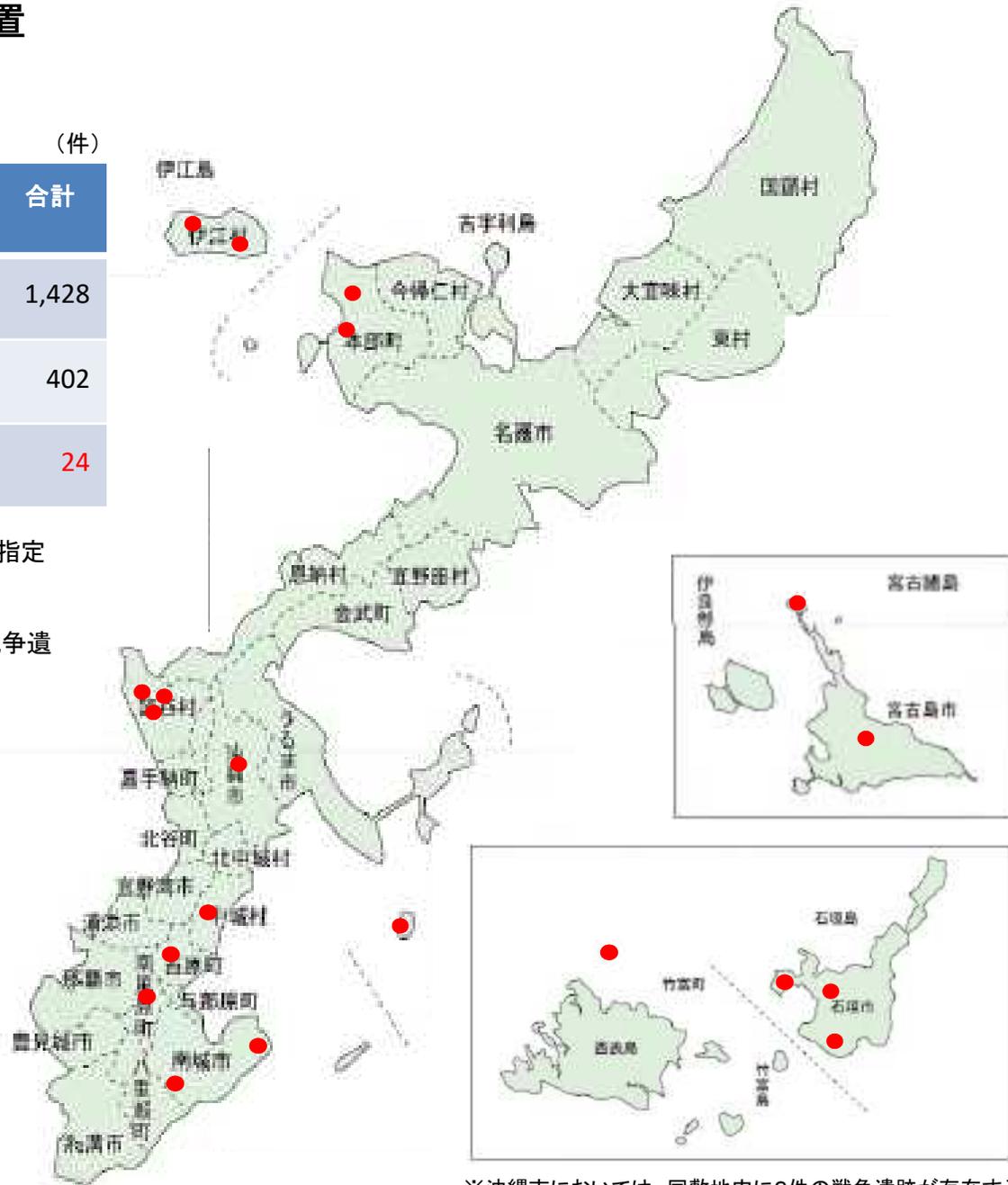
県内指定文化財の状況

(件)

	国指定	県指定	市町村指定	合計
指定文化財	169	266	993	1,428
うち史跡	42	54	306	402
戦争遺跡	0	0	24	24

※戦争遺跡24件中、戦争遺跡として評価され文化財指定されたものは、「19件」である。

※その他5件は、別の定義で指定された文化財に、戦争遺跡が含まれているものである。



※沖縄市においては、同敷地内に2件の戦争遺跡が存在する。

2. 県内指定文化財の状況

2-3. 県内市町村指定の戦争遺跡(令和2年5月現在)

No.	指定年月日	種別	名称	所在地
1	1972(昭和47)年8月30日	史跡	下り井戸	竹富町字鳩間
2	1977(昭和52)年12月14日	史跡	公益質屋跡	伊江村字東江上
3	1977(昭和52)年12月14日	有形民俗	ミンカザントウ	伊江村字川平
4	1986(昭和61)年9月25日	史跡	元海底電線陸揚室(電信屋)	石垣市字崎枝
5	1990(平成2)年6月27日	史跡	沖縄陸軍病院南風原壕 (旧称:南風原陸軍病院壕)	南風原町字喜屋武
6	1997(平成9)年2月5日	史跡	奉安殿(戦争遺跡)	沖縄市知花
7	1997(平成9)年2月5日	史跡	忠魂碑(戦争遺跡)	沖縄市知花
8	2004(平成16)年3月3日	史跡	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	うるま市勝連字津堅
9	2004(平成16)年4月15日	史跡	海軍特攻艇格納秘匿壕	宮古島市平良字狩俣
10	2005(平成17)年3月1日	史跡	旧日本軍特攻艇秘匿壕	渡嘉敷村字阿波連
11	2005(平成17)年11月30日	史跡	集団自決跡地	渡嘉敷村字渡嘉敷
12	2008(平成20)年2月7日	史跡	チビチリガマ	読谷村字波平
13	2008(平成20)年11月4日	歴史資料	旧登野城尋常高等小学校の奉安殿	石垣市字登野城 (登野城小学校内)
14	2009(平成21)年1月22日	史跡	掩体壕	読谷村字座喜味
15	2009(平成21)年1月22日	史跡	忠魂碑	読谷村字座喜味
16	2009(平成21)年3月30日	史跡	名蔵白水の戦争遺跡群	石垣市字名蔵
17	2009(平成21)年11月20日	史跡	本部監視哨跡	本部町字谷茶
18	2009(平成21)年11月20日	歴史資料	旧謝花尋常高等小学校跡 奉安殿	本部町字謝花
19	2014(平成26)年3月26日	史跡	161.8高地陣地	中城村字北上原
20	2015(平成27)年6月9日	史跡	旧西原村役場壕	西原町字翁長
21	2015(平成27)年7月1日	史跡	赤松隊本部壕	渡嘉敷村字渡嘉敷
22	2018(平成30)年4月24日	史跡	ウローカーの砲台跡	南城市知念字久手堅
23	2018(平成30)年4月24日	史跡	前川民間防空壕群	南城市玉城字前川
24	2020(令和2)年4月7日	天然記念物	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕	宮古島市城辺字下里